



**第4次おおい町
男女共同参画プラン**

令和5年3月
おおい町

ごあいさつ

わが国における人口減少や少子高齢化はますます進展しており、更にはライフスタイルや価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の流行など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。おおい町においてもこれらは避けられない重要な課題となっています。

このような中、性別にかかわらず誰もが尊重され、それぞれの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、誰もが互いに支え合うことによって私たちの生活をより良いものにすると同時に、持続的な社会の発展には必要不可欠な課題です。

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、「ジェンダー平等」がゴールの 1 つとして掲げられ、これら国際的な潮流にも合致するものです。

本町では平成 30 年 3 月に「第 3 次おおい町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。しかし、依然として社会の慣習や固定的な性別役割分担意識に起因する課題が根強く残っており、それらの解消に向けた施策の推進が求められています。

これらを踏まえ、このたび令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする「第 4 次おおい町男女共同参画プラン」を新たに策定いたしました。計画の基本理念である「お互いを理解し、寄り添い合いながら、誰もが自分らしく いきいきと暮らせるまち“おおい”」を目指したまちづくりを進めてまいります。

住民皆様や関係機関、各種団体の連携のもと、本プランの推進に向けて、各種取り組みを進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたりご尽力をいただきました「おおい町男女共同参画推進会議」委員の皆様をはじめ、各種調査等へご協力いただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月



おおい町長 **中塚 寛**

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定手法	2
第2章 おおい町の現状と課題	3
1 統計からみるおおい町の現状	3
2 各種調査結果からみる現状	8
3 第3次プランの進捗状況	18
4 おおい町の主な課題	19
第3章 計画の方向性	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 計画の体系	21
第4章 施策の展開	22
基本目標1 とともに生きる社会づくり	22
基本目標2 いきいきと暮らせる環境づくり	24
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり	27
数値目標	32
第5章 計画の推進に向けて	33
1 計画の推進体制	33
2 計画の進捗管理	33
資料編	34
1 おおい町男女共同参画推進会議設置要綱	34
2 おおい町男女共同参画推進会議委員名簿	36
3 計画の策定経過	37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが、性別の隔てなく個性と能力を發揮し、互いに人権を尊重する男女共同参画社会の実現は、国を挙げての大きな課題となって横たわっています。地域によっては意識の高まりによって理解を深め、誰もがいきいきと暮らし、職場やコミュニティが活性化する事例も見られる中、性別にかかわらず、誰もが生きやすい社会の実現には、現状ではまだまだ厚い壁があります。

国の「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題である」とされており、より良い社会生活を送る上での重要な柱として位置付けています。また、平成27年には国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、17の目標のうちの1つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。しかし、現実には我が国の男女共同参画の状況は決して順調に進展しているとはいえ、政治や経済分野のみならず、社会の様々な側面で国際的に遅れをとっている現状は否めません。その背景には、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方（固定的な性別役割分担意識）が家庭や地域、職場において根強く残るほか、性別の隔てなく知識や経験、意欲、能力等を生かす場が醸成されていない面もあると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、DVの深刻化やひとり親世帯及び女性・女児の窮状、女性の貧困等が可視化された一方で、仕事ではオンラインの活用が急拡大し、テレワーク等の新しい働き方の可能性が広がりました。

おおい町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成30年に「第3次おおい町男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定しました。基本理念である「生命（いのち）は全ての財宝（たから）に勝る宝である」の実現に向け、男女共同参画の推進をもって、いきいきと安心して暮らせる町、住民一人ひとりが誇りを持てる町を目指し、「男女が共に築く町おおい」「男女が共に活躍できる町おおい」「男女が共に安心して暮らせる町おおい」の3つの基本目標を掲げ、様々な施策を推進してきました。

このたび、第3次プランの期間満了に伴い、国の「男女共同参画基本計画」や県の「福井県男女共同参画計画」、おおい町を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第4次おおい町男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。男女共同参画についての理解は少しずつ深まってきてはいますが、行政だけでなく、住民の方々や各種団体などとの協働で、男女共同参画社会が根付いた新しい町の姿の実現に向けて取り組みます。



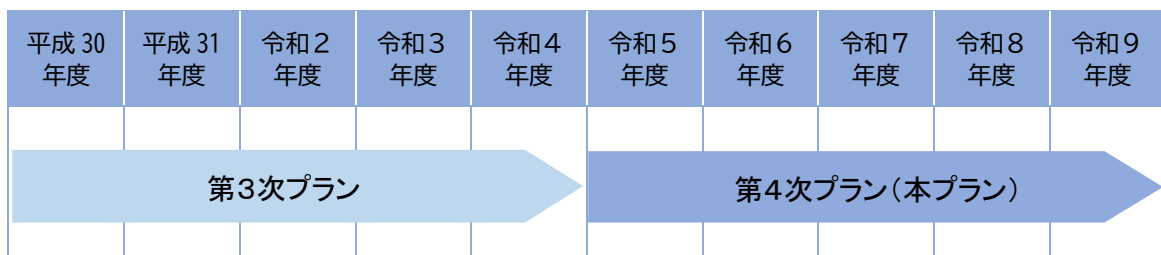
2 計画の位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

また、本プランは、国や県の計画を踏まえるとともに、町の最上位計画である「第2次おおい町総合計画」やその他の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本プランの期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、法改正等の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4 計画の策定手法

計画の策定にあたっては、おおい町の男女共同参画に係る現状把握を行うため、アンケート調査等を行いました。また、本プランの内容について「おおい町男女共同参画推進会議」で検討を行いました。

併せて、計画素案については、パブリックコメントを実施し、広く住民の皆さまの意見を聴取しました。

第2章 おおい町の現状と課題

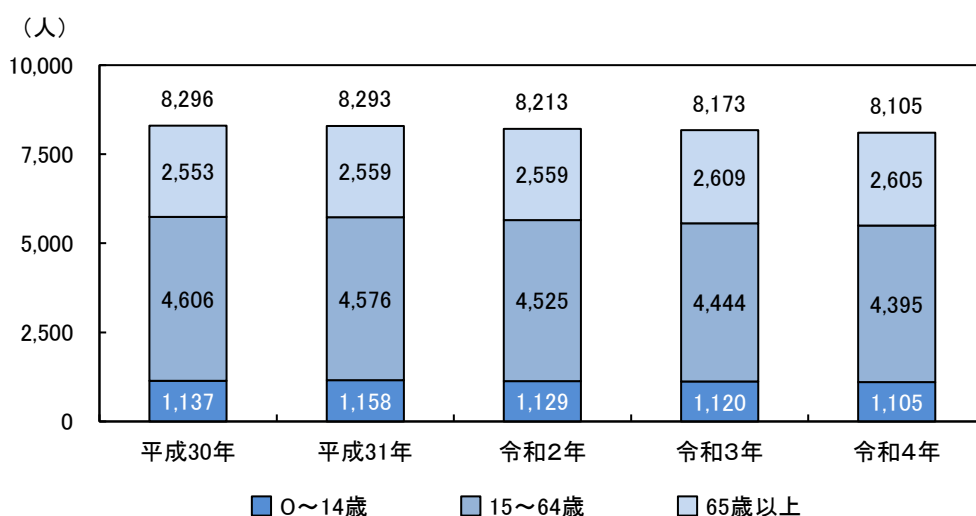
1 統計からみるおおい町の現状

(1)人口の推移

総人口をみると、年々減少しており、令和4年では8,105人となっています。

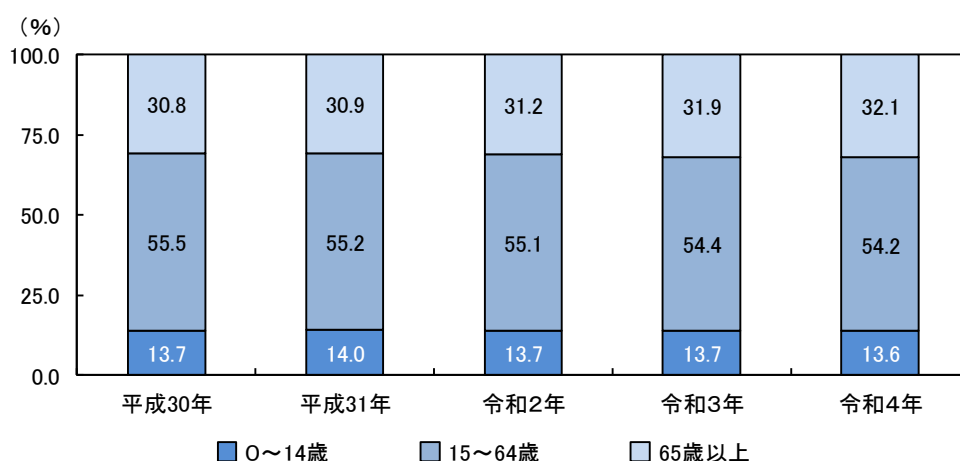
年齢3区分別人口割合をみると、0～14歳、15～64歳の割合が減少している一方、65歳以上の割合が増加しており、令和4年における65歳以上の割合は32.1%となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

■年齢3区分別人口割合の推移

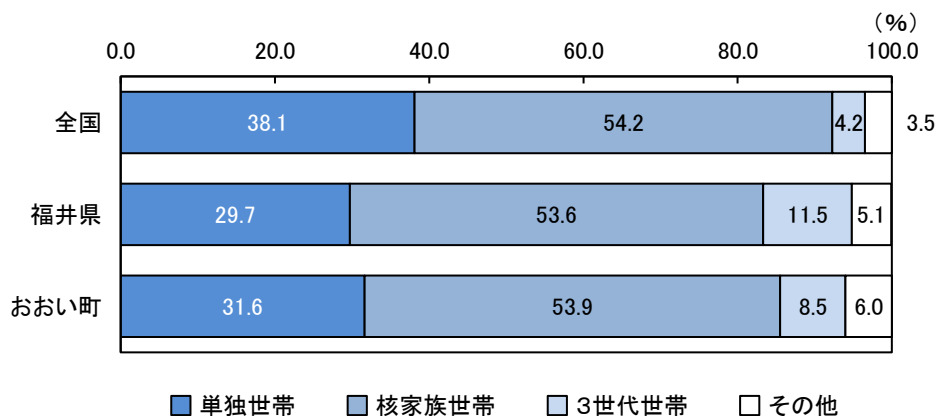


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2)世帯の状況

世帯構成をみると、単独世帯と核家族世帯の割合が全国より低く、福井県より高くなっています。また、3世代世帯の割合は全国より高く、福井県より低くなっています。

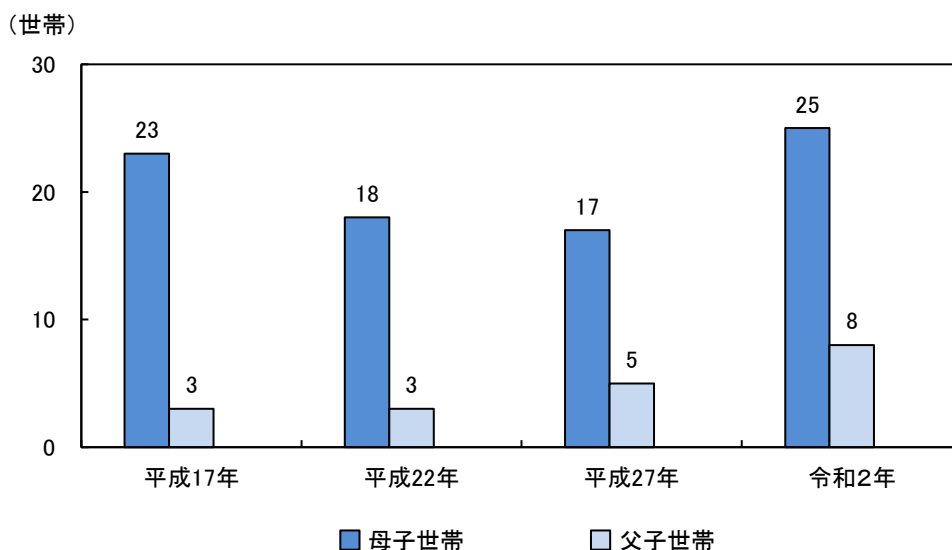
■世帯構成(令和2年)



資料:国勢調査

ひとり親世帯数の推移をみると、平成27年までは母子世帯は減少していましたが、令和2年は増加しています。父子世帯は平成22年以降、増加しています。

■ひとり親世帯数の推移

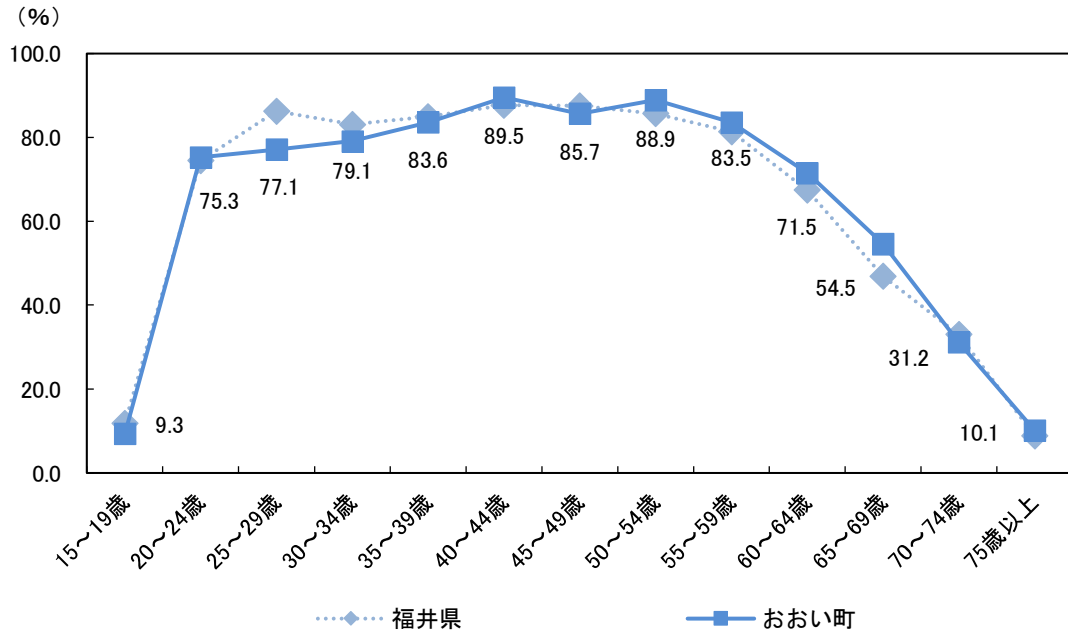


資料:国勢調査

(3) 女性の就業状況

女性の5歳階級別就業率をみると、25歳から30歳代は福井県を下回って推移しているものの、40歳代以降はほぼ上回って推移しており、特に60歳代で高くなっています。

■女性の5歳階級別就業率(平成27年)

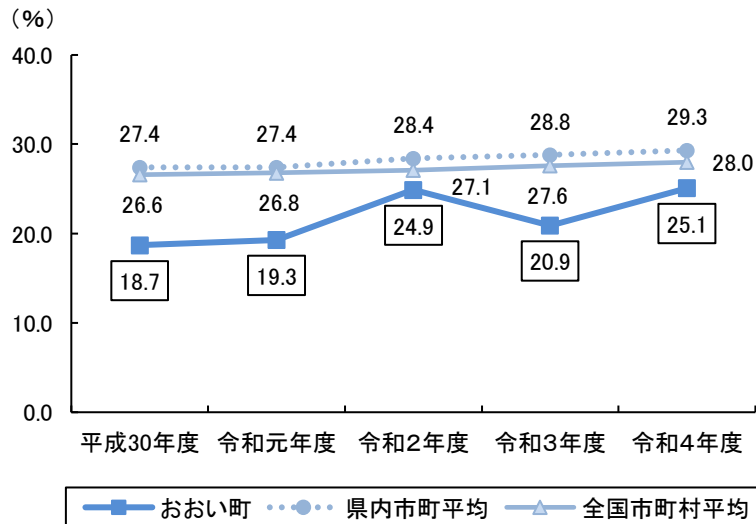


資料: 国勢調査

(4)政策・方針決定の場への女性の参画状況

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性委員割合の推移をみると、全国市町村平均、県内市町平均を下回って推移しており、令和 4 年度では 25.1%となっています。

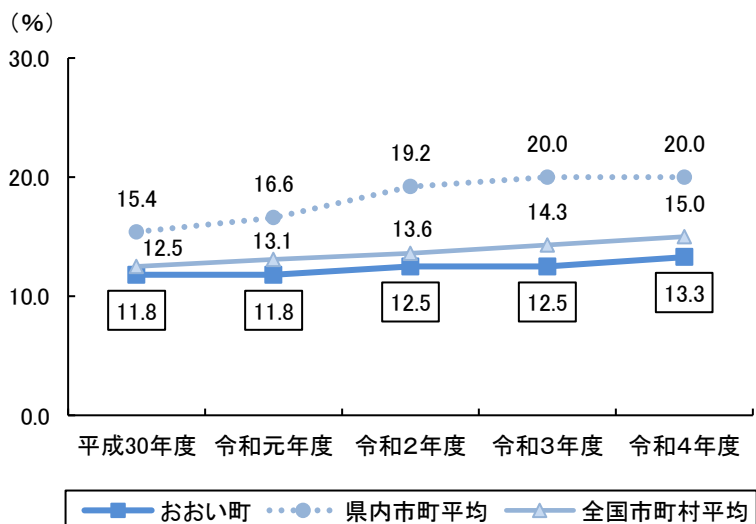
■地方自治法（第 202 条の3）に基づく審議会等における女性委員割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

町職員に占める女性管理職割合の推移をみると、平成 30 年度以降、全国市町村平均、県内市町平均を下回って推移しており、令和 4 年度では 13.3%となっています。

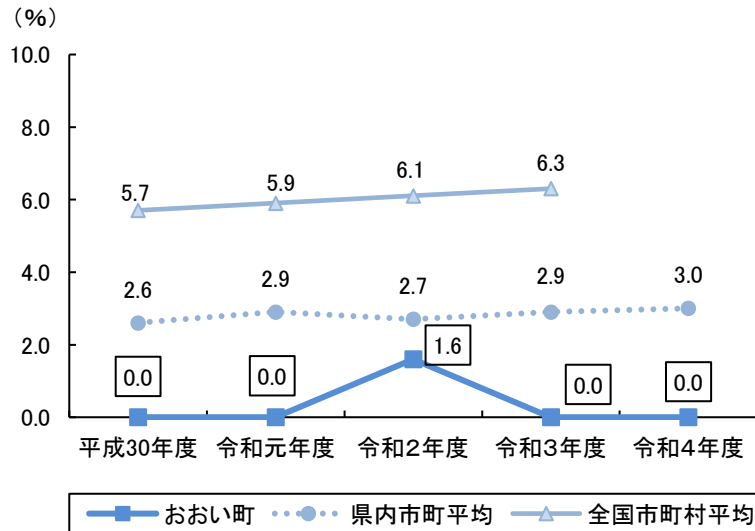
■町職員に占める女性管理職（課長相当職）割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

自治会長に占める女性割合の推移をみると、令和2年度に県内市町平均に若干近づきましたが、それ以外は0%の状態推移し、令和4年度も0%で全国市町村平均・県内市町平均を下回っています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年度4月1日現在）

※令和4年度の全国市町村平均は算出中のため未掲載。

2 各種調査結果からみる現状

(1) 住民アンケート調査

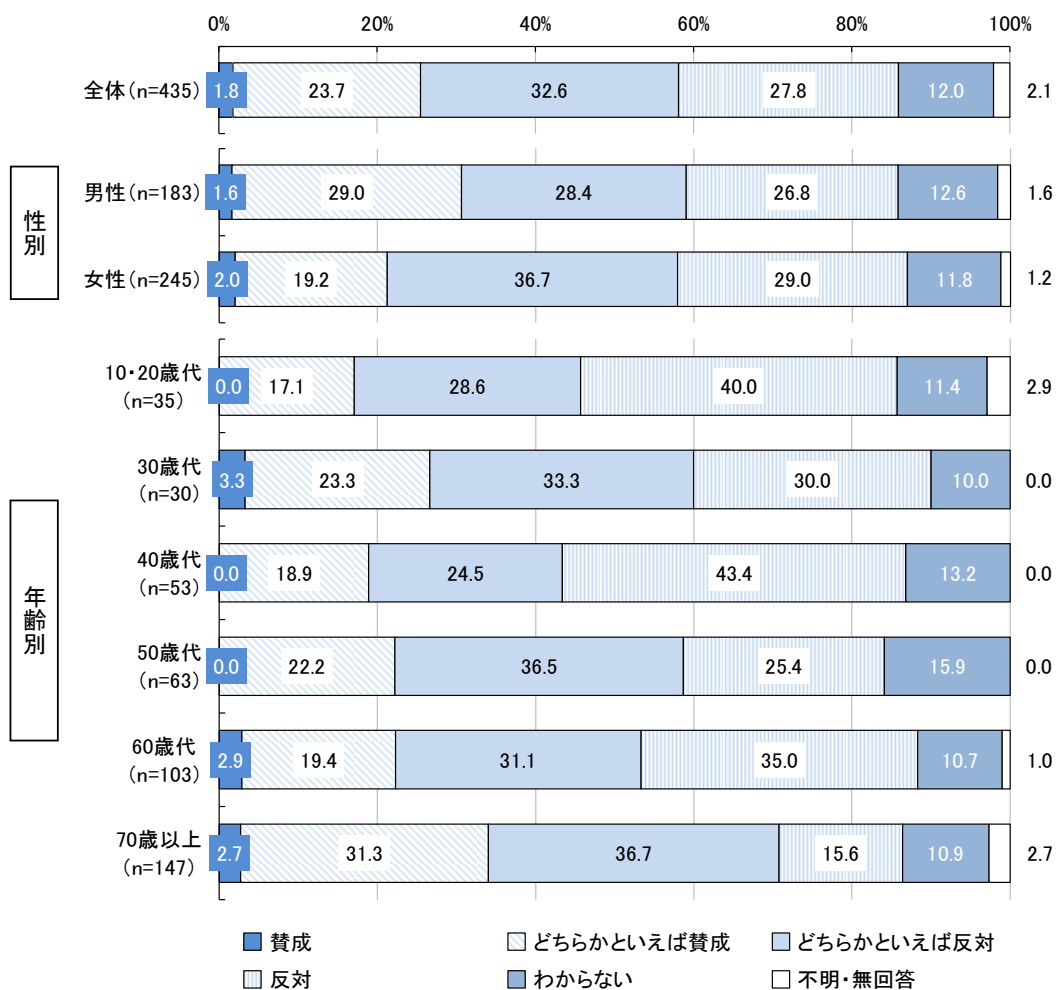
※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

全体でみると、『賛成である』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）が25.5%、『反対である』（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）が60.4%となっています。

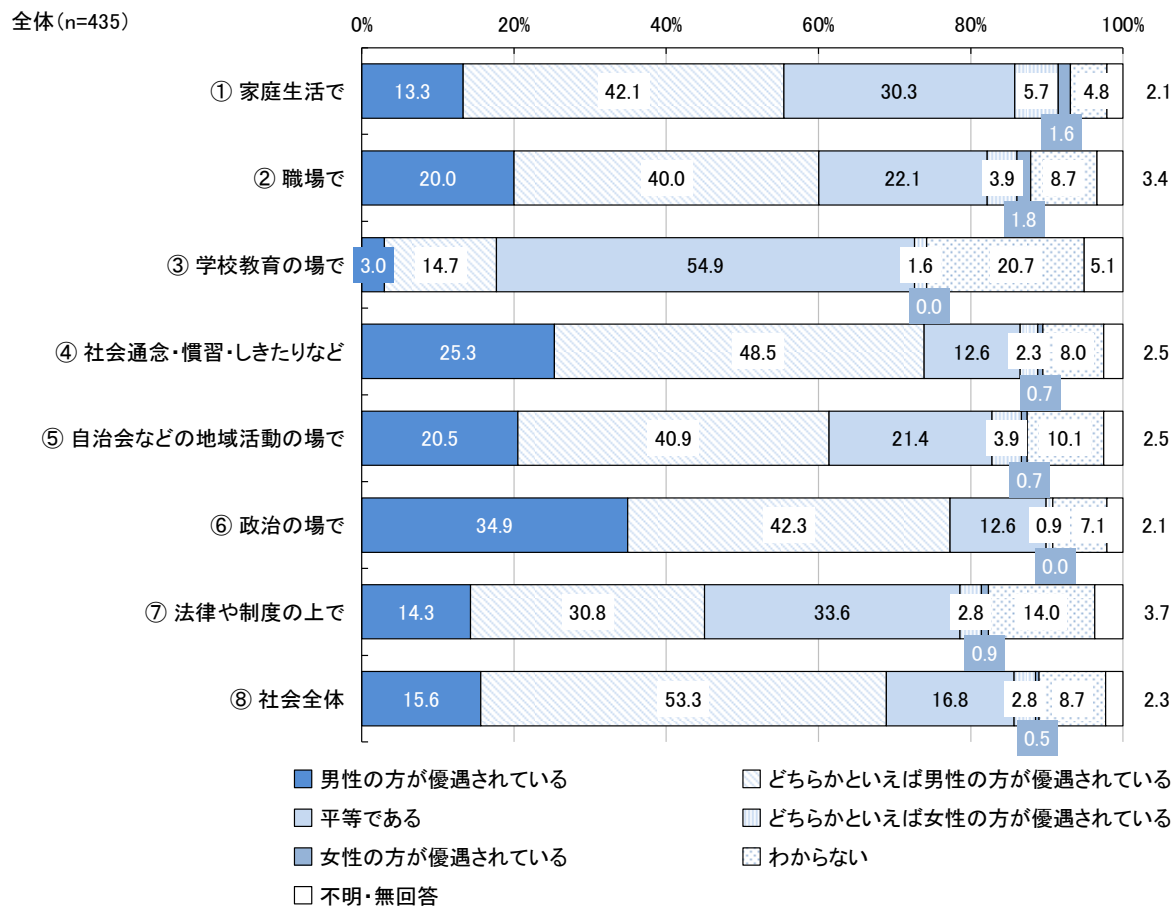
性別でみると、女性に比べて男性では『賛成である』が高くなっています。

年齢別でみると、70歳以上を除いて『反対である』が6割を超えています。



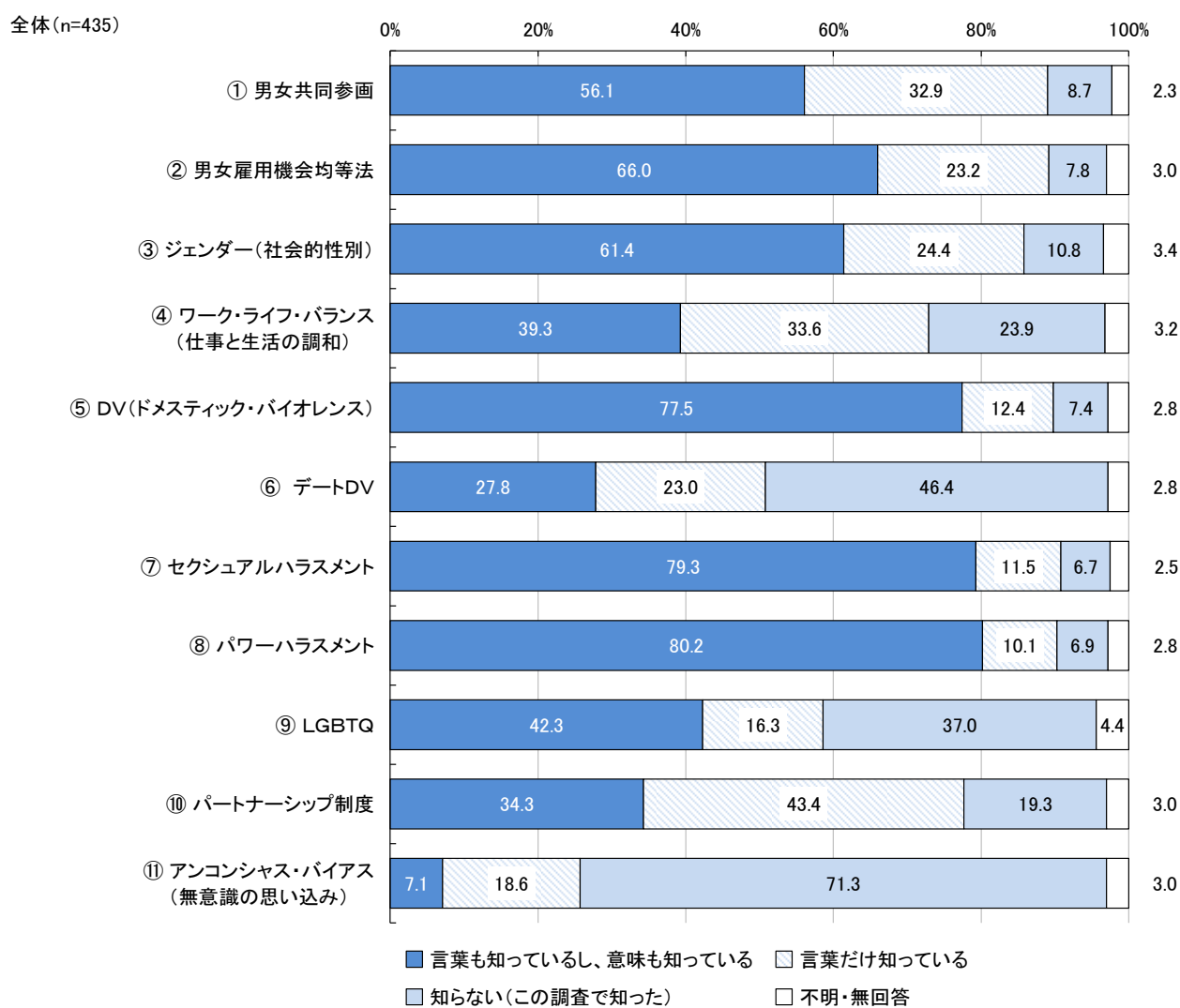
②男女の地位の平等感について

「③ 学校教育の場で」「⑦ 法律や制度の上で」では「平等である」が最も高くなっています。また、「④ 社会通念・慣習・しきたりなど」「⑥ 政治の場で」では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が7割台となっています。



③男女共同参画に関する言葉の認知度について

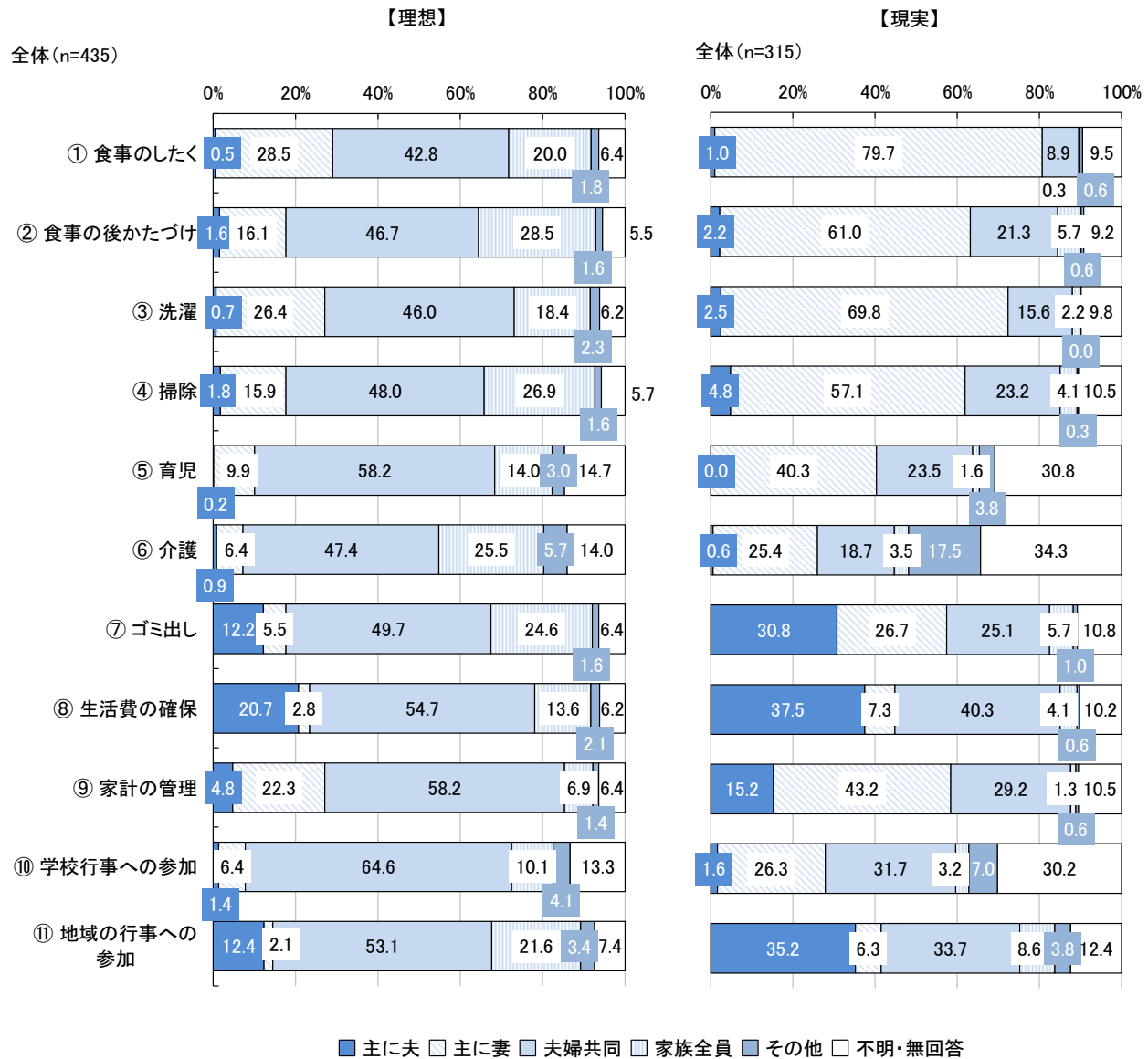
「知らない（この調査で知った）」は「⑨ LGBTQ」で3割台、「⑥ デートDV」で4割台、「⑪ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」で7割台となっています。



④日常的な家庭の仕事の分担について

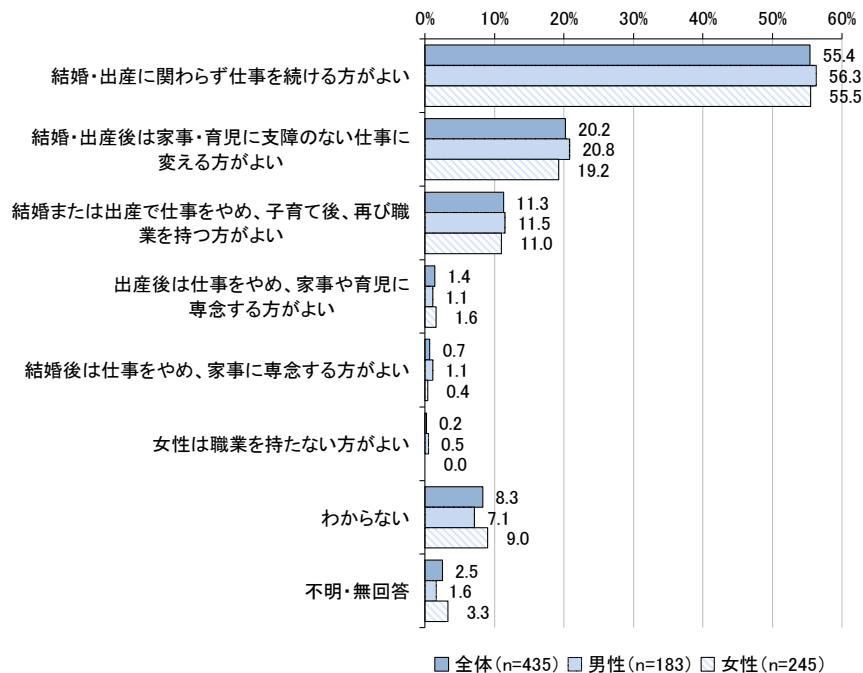
【理想】をみると、各項目ともに「夫婦共同」が最も高くなっています。「① 食事のしたく」「③ 洗濯」「⑨ 家計の管理」では「主に妻」が2割台となっています。また、「⑧ 生活費の確保」では「主に夫」が2割台となっています。

【現実】をみると、「⑦ ゴミ出し」「⑪ 地域の行事への参加」は「主に夫」、「⑧ 生活費の確保」「⑩ 学校行事への参加」は「夫婦共同」、それ以外の項目では「主に妻」が最も高くなっています。



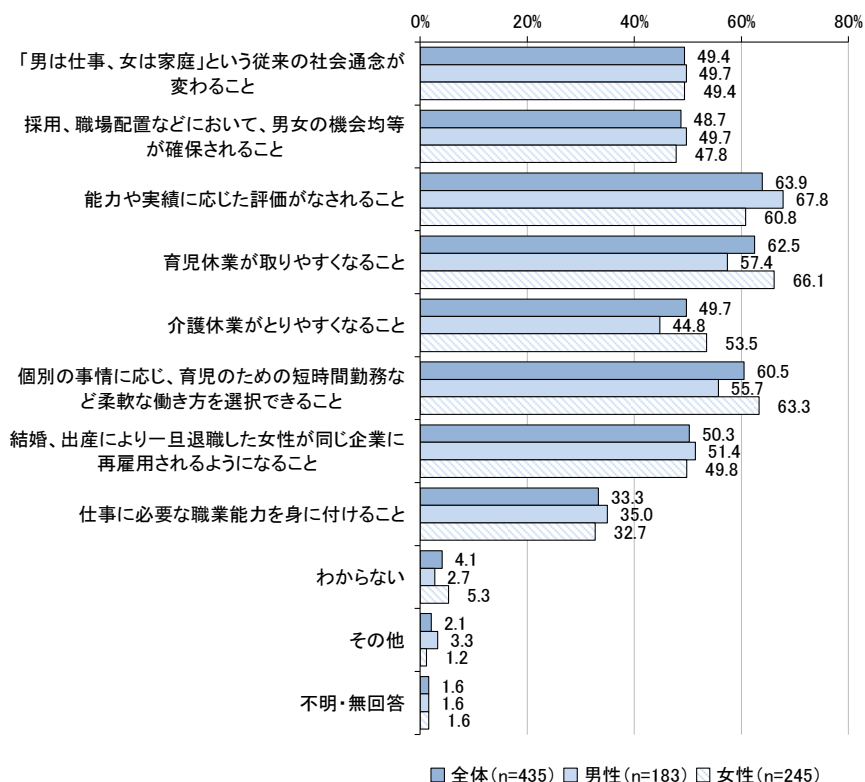
⑤女性が仕事を持つことについて

全体でみると、「結婚・出産に関わらず仕事を続ける方がよい」が55.4%と最も高く、次いで「結婚・出産後は家事・育児に支障のない仕事に変える方がよい」が20.2%となっています。



⑥女性が職場で能力を発揮し、継続して勤務するために必要なことについて

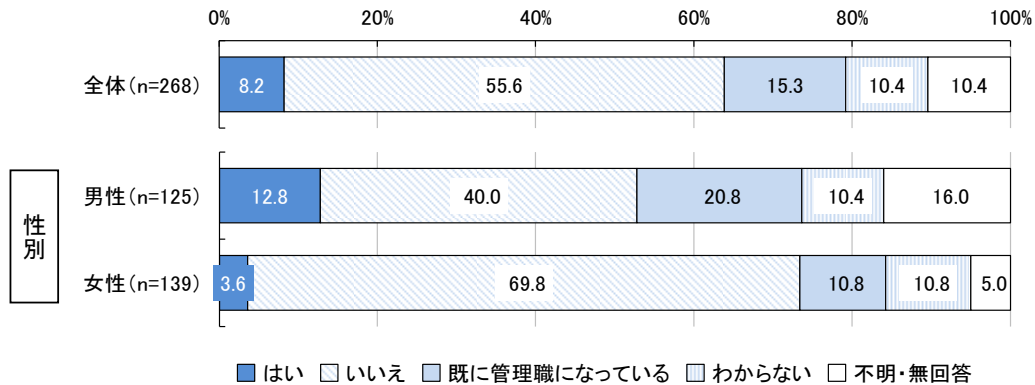
性別でみると、男性では「能力や実績に応じた評価がなされること」が最も高く、次いで「育児休業が取りやすくなること」となっています。女性では「育児休業が取りやすくなること」が最も高く、次いで「個別の事情に応じ、育児のための短時間勤務など柔軟な働き方を選択できること」となっています。



⑦今働いている職場での管理職への希望について

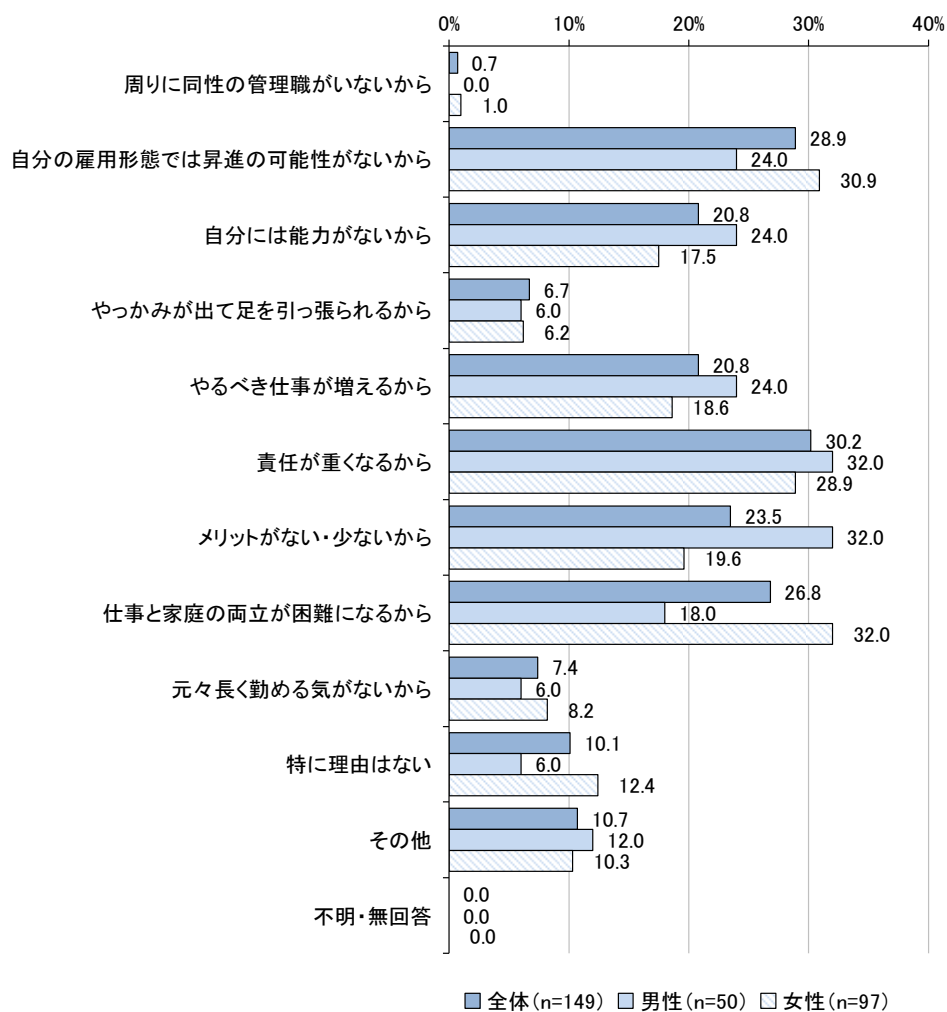
全体で見ると、「いいえ」(管理職になりたいと思わない)が55.6%と最も高く、次いで「既に管理職になっている」が15.3%となっています。

性別で見ると、「いいえ」が男性では4割台、女性では6割台となっています。



⑧管理職への昇進を望まない理由について

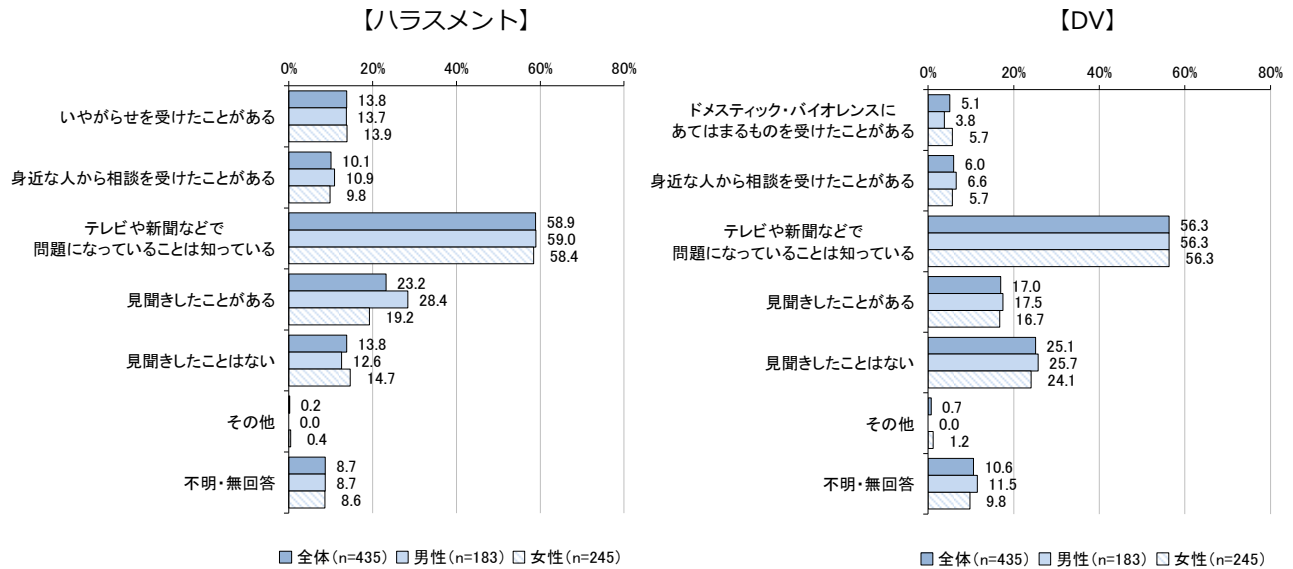
性別で見ると、男性では「責任が重くなるから」「メリットがない・少ないから」、女性では「仕事と家庭の両立が困難になるから」が最も高くなっています。



⑨ ハラスメントやDVの経験について

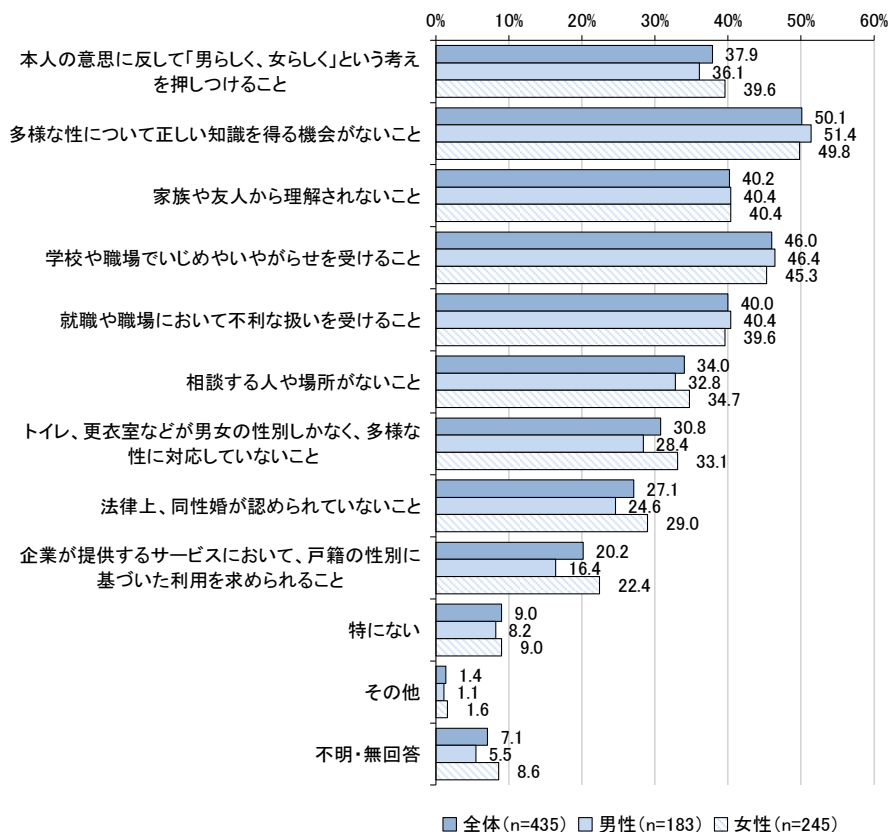
ハラスメントの経験についてみると、「いやがらせを受けたことがある」が男性では13.7%、女性では13.9%となっています。

DVの経験についてみると、「ドメスティック・バイオレンスにあてはまるものを受けたことがある」が男性では3.8%、女性では5.7%となっています。



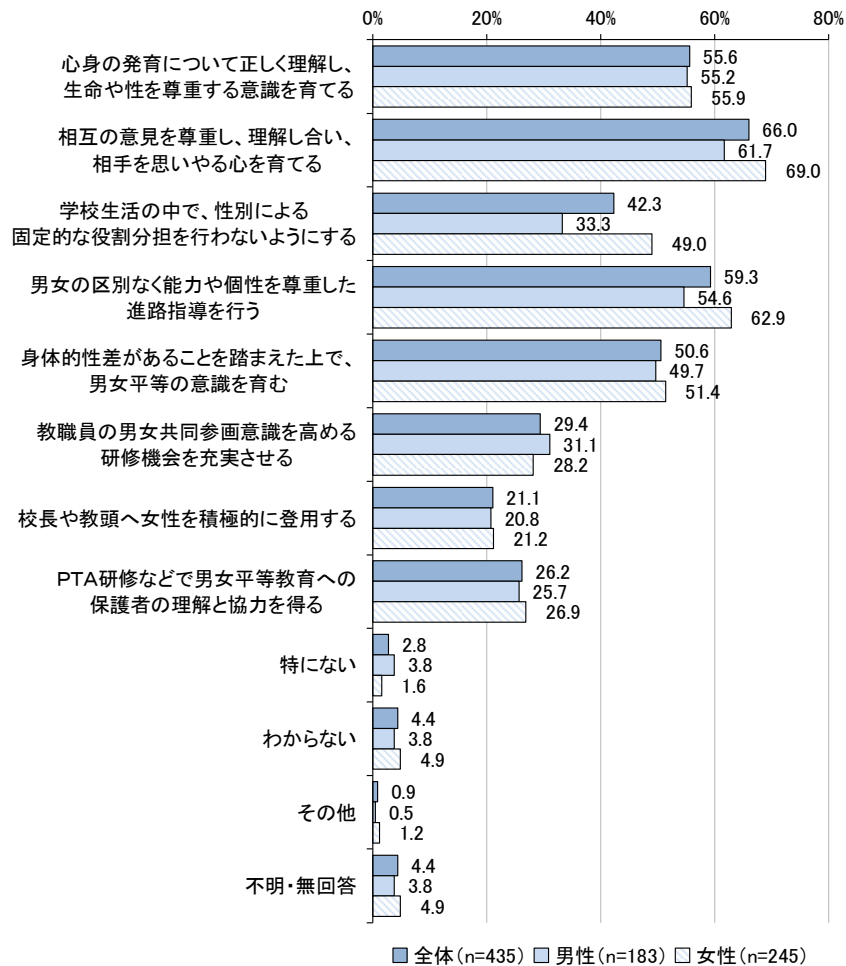
⑩ 多様な性への理解について課題だと思うことについて

全体でみると、「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が50.1%と最も高く、次いで「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」が46.0%となっています。



⑪男女平等教育を進めるために学校に期待することについて

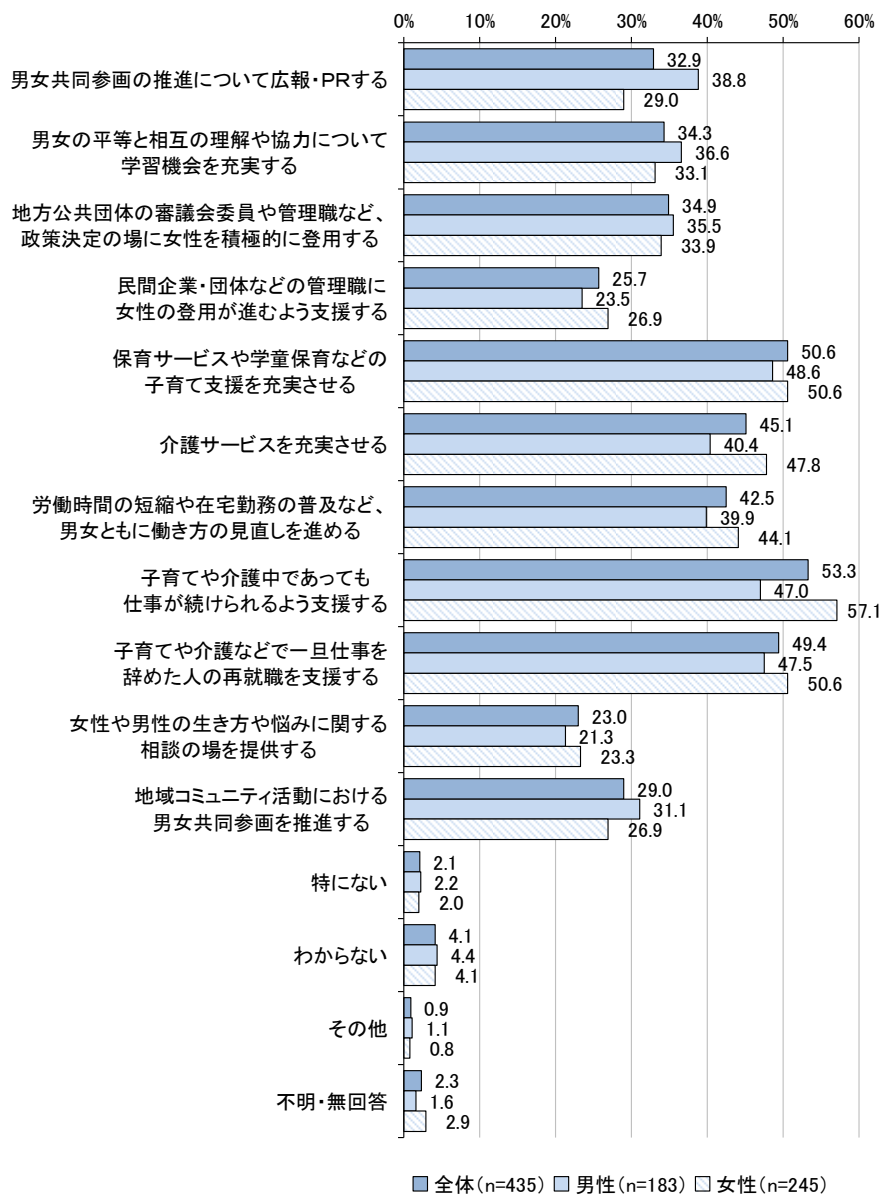
全体で見ると、「相互の意見を尊重し、理解し合い、相手を思いやる心を育てる」が66.0%と最も高く、次いで「男女の区別なく能力や個性を尊重した進路指導を行う」が59.3%となっています。



⑫ 「男女共同参画社会」を実現するために町が力を入れていくことについて

全体でみると、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が53.3%と最も高く、次いで「保育サービスや学童保育などの子育て支援を充実させる」が50.6%となっています。

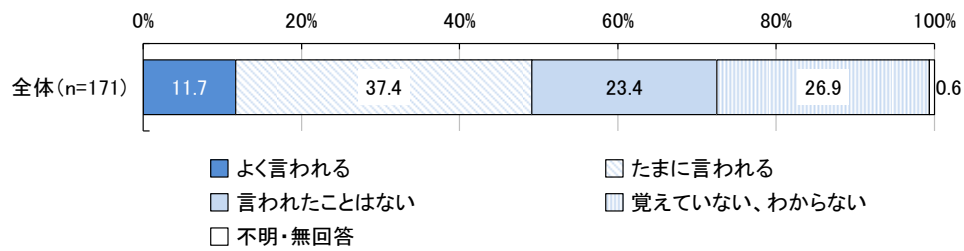
性別でみると、男性では「保育サービスや学童保育などの子育て支援を充実させる」、女性では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が最も高くなっています。



(2)中学生アンケート調査

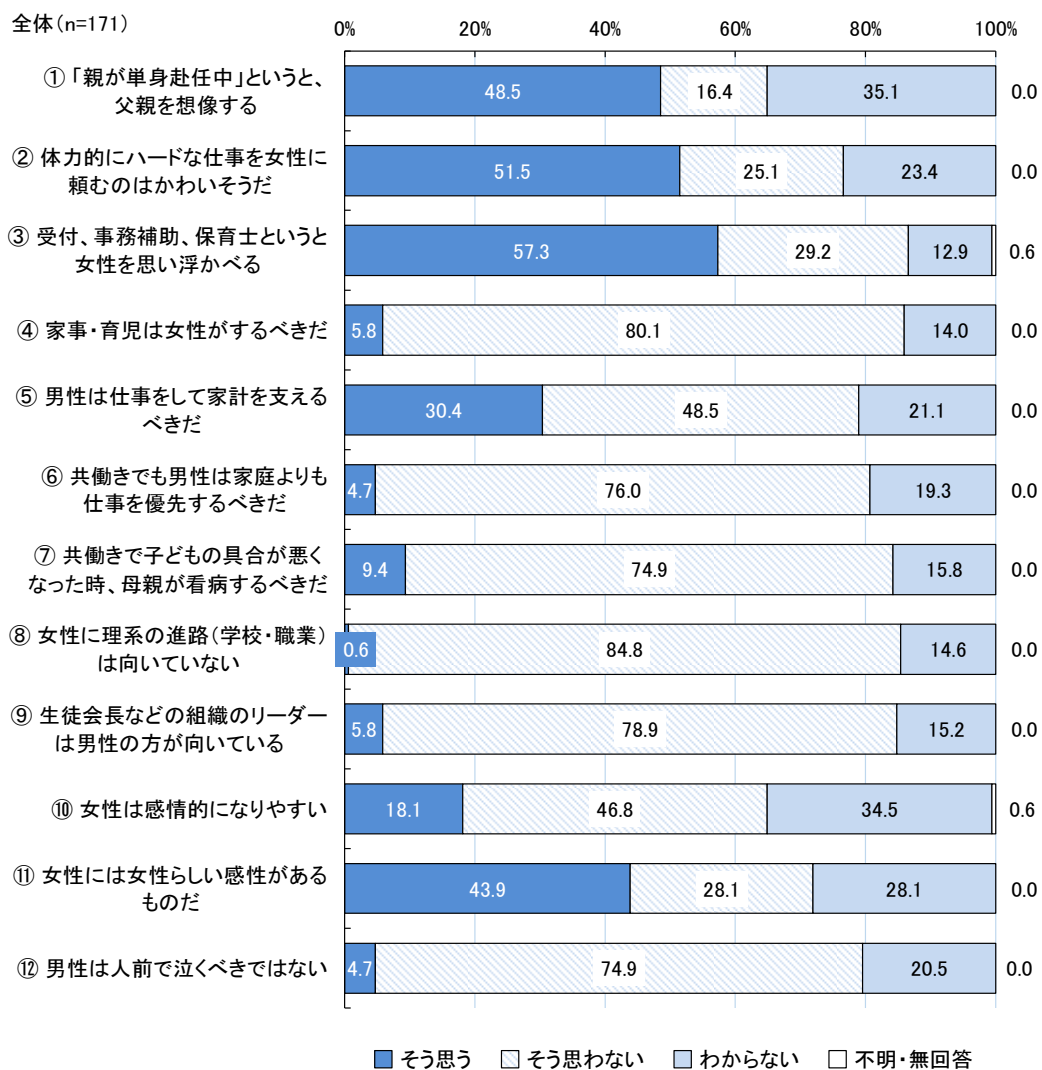
①「男の子だから〇〇しなさい」「女の子だから〇〇しなさい」と言われた経験について

「たまに言われる」が37.4%、「覚えていない、わからない」が26.9%となっています。



②アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について

「①『親が単身赴任中』という、父親を想像する」「②体力的にハードな仕事を女性に頼むのはかわいそうだ」「③受付、事務補助、保育士という女性を思い浮かべる」「⑤男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「⑩女性には女性らしい感性があるものだ」が高くなっています。



3 第3次プランの進捗状況

第3次プランでは、計画の着実な実行に向けて数値目標を定めました。目標値の達成状況は次の通りです。

【評価項目】

◎…目標値達成 ○…策定時より改善するも、目標値には達せず

△…目標値に達せず、かつ、策定時より悪化している

指標名	計画策定時値 (年度)	目標値 (年度)	現状値 (年度)	評価
家庭生活について、「男性が優遇されている」と回答した人	54% (H28)	37%以下 (R4)	55.4% (R4)	△
審議会及び委員会等における女性委員の割合	19.5% (H29)	20% (H30)	18.7% (H30)	△
		21% (R1)	19.3% (R1)	△
		22% (R2)	24.9% (R2)	◎
		23% (R3)	20.9% (R3)	○
		24%以上 (R4)	25.1% (R4)	◎
女性の就業率	49% (H27)	55%以上 (R4)	53.2%	○

4 おおい町の主な課題

各種調査結果等を踏まえた町の課題は以下の通りです。

課題1 男女共同参画意識の更なる浸透

住民アンケート調査結果では、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な性別役割分担に反対する意見は6割台となっていますが、男女の平等感についてみると、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」で『男性優遇』であると感じている人の割合が高くなっています。また、第3次プランの数値目標である「家庭生活について、『男性が優遇されている』と回答した人」の割合は第3次プラン策定時より悪化しているなど、実際には男性優遇の傾向がまだまだ強く残っていることがうかがえます。併せて、中学生アンケート調査結果では、『親が単身赴任中』という、父親を想像する「受付、事務補助、保育士」というと女性を思い浮かべる」等のアンコンシヤス・バイアス（無意識の思い込み）も存在していることが見受けられます。

男女共同参画社会の実現に向けて、啓発等を通じた男女共同参画意識の更なる浸透を図り、意識の改革を通じて家庭・地域・職場等、様々な場面における行動変容につなげていくことが必要です。

課題2 意思決定の場における女性の参画促進

町の審議会等における女性委員割合は第3次プランの目標値を達成していますが、審議会等における女性委員割合や町職員に占める女性管理職割合、自治会長に占める女性割合は、全国・県内市町平均より低くなっています。また、住民アンケート調査結果では、男性に比べて女性で管理職への昇進を希望しない人が多く、その理由は「仕事と家庭の両立が困難になるから」という理由が高くなっています。更に、団体調査では、性別による固定的な性別役割分担意識が根付いていることによって、女性の参画が進んでいない現状があるという意見もみられました。

そのため、男女共同参画に関する意識改革と参画しやすい環境整備の両面を進め、政策決定の場や地域活動の場、更には防災活動の場等の様々な場における女性の参画促進が必要です。

課題3 誰もが自分らしく暮らすための支援体制の充実

女性の就業率は平成27年より上昇しており、アンケート調査結果からも、女性の働き方について「結婚・出産に関わらず仕事を続ける方がよい」が半数以上となっています。一方で家事分担については、夫婦共同で分担することを理想としつつも、未だその多くを女性が担っている家庭が多い現状もみられます。誰もが自身の希望に応じて仕事と生活の調和を図れるよう、各種福祉サービスの充実や、多様な働き方ができる環境整備の支援等を行っていくことが必要です。

また、アンケート調査結果では、ハラスメントやDVの経験がある人が1割前後いることやデートDV・LGBTQの認知度がやや低いことなどがみられることから、困難を抱える人への支援体制の整備やあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、多様性に関する理解促進が必要です。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

本プランでは、男女共同参画社会の実現によって、誰もが互いを理解し合い、尊重し合いながら、性別にかかわらず個性や能力を生かし、いきいきと暮らすことのできる町を目指して、以下の基本理念を掲げます。

お互いを理解し、寄り添い合いながら、

誰もが自分らしく いきいきと暮らせるまち “おおい”

2 基本目標

基本目標1 とともに生きる社会づくり

住民一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、意識改革につなげ、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる町をつくっていくことができるよう、家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場面において、意識啓発や学習機会の提供等を推進します。

基本目標2 いきいきと暮らせる環境づくり

誰もが自身の希望に応じた生き方を選択できるよう、子育て支援等の各種福祉サービスの充実や多様な働き方ができる環境整備等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。また、あらゆる場において、様々な意見が反映できるよう、職務や地位上における性別の偏りの解消に努めます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

生活の中で様々な困難を抱えている人へ男女共同参画の視点に立った支援を充実させ、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。

また、性差によって困難を抱えることのないような社会、多様性が尊重される社会、誰もが生涯健康で豊かな生活を送ることができる社会を目指し、取り組みの充実を図ります。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	具体的な取り組み
<p>誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち“おい”</p> <p>お互いを理解し、寄り添い合いながら、</p>	1 社会づくり ともに生きる	(1) 男女共同参画意識の浸透	①男女共同参画意識に関する啓発の推進
		(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	①家庭や地域における教育の促進 ②学校における教育の促進
	2 せむ環境づくり いきいきと暮らす	(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進	①行政における意思決定の場への女性の参画拡大 ②地域・企業等における意思決定の場への女性の参画拡大
		(2) 誰もが自身の希望に応じて働ける環境づくり	①働く場における男女共同参画の促進と女性の活躍推進 ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	3 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1) 誰もが安心して暮らすことのできる支援の充実	①困難を抱える人への支援の実施 ②高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備 ③多様性に対する理解の促進
		(2) あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進	①あらゆる暴力の根絶に向けた支援体制の充実
		(3) 生涯を通じた健康支援	①生涯を通じた健康づくりや妊娠・出産への支援
		(4) とともに担う地域づくりの促進	①男女共同参画の視点に立った地域づくり ②防災・復興対策における男女共同参画の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 とともに生きる社会づくり

(1)男女共同参画意識の浸透

男女共同参画意識の浸透に向けて、様々な機会を活用し、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・しきたりの見直しのための啓発活動を行います。

①男女共同参画意識に関する啓発の推進

項目	内容	担当課
男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し及び意識の改革	男女共同参画に対する認識を深め、家庭・地域における性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・しきたりの見直しを推進するため、広報・啓発活動を積極的に行います。	住民窓口課
町職員を対象とした男女共同参画意識の浸透	男女共同参画についての理解を深めるための啓発や研修等を町職員に向けて実施します。	住民窓口課 総務課
メディアの適正な利用の促進	学校教育や家庭教育を通じて、メディアからの情報を主体的に読み解き、発信する能力であるメディア・リテラシーの向上を図ります。	社会教育課 学校教育課
行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	公的機関が発行する刊行物等については、人権を尊重した表現を行うとともに、固定化された性差にとらわれない表現を行います。	関係各課

(2)男女共同参画に関する学習機会の提供

性別による固定的な役割分担意識を生じさせないためには、子どもの頃から男女共同参画に対する理解を深めるための教育を行っていくことが重要です。次世代を担う子どもに対して、家庭や地域、学校において男女共同参画の視点に立った教育や進路指導等を実施し、性別にとらわれない選択が可能となるよう取り組みを進めます。

また、子どもだけでなく幅広い世代に対しても男女共同参画に関する学習機会の提供を行います。

①家庭や地域における教育の促進

項目	内容	担当課
男女共同参画の視点からの家庭教育の推進	家庭において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれず多様な生き方ができるように教育をするための啓発や学習機会の提供を行います。	社会教育課 学校教育課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方の可能性を探り、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるように、充実した学習機会の提供を図り、生涯学習の推進に努めます。	社会教育課 学校教育課
地域における学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習会や研修会等の機会の提供を行います。また、学習会等の実施を検討する各種団体などに対する情報提供を行います。	社会教育課

②学校における教育の促進

項目	内容	担当課
学校等における男女平等意識に関する教育の推進	男女平等や人権尊重の視点に基づいた、一人ひとりを大切にする教育の一層の推進を図ります。	学校教育課
多様な進路選択を可能にする教育・指導の推進	児童・生徒が性別にとらわれず進路を選択できるよう、進路指導やキャリア教育等を実施します。	学校教育課
保護者への男女共同参画意識の啓発	家庭において性別にとらわれない子育てや教育が行われるよう、様々な機会をとらえ、男女共同参画の重要性を保護者に周知します。	学校教育課
教職員等の男女共同参画に対する意識の向上	男女共同参画の視点を踏まえた教育・指導が行えるよう、教職員に対する研修や啓発等を実施します。	学校教育課

基本目標2 いきいきと暮らせる環境づくり

(1)意思決定の場における男女共同参画の推進

行政・地域・企業等において、性別にかかわらず多様な意見が反映されるよう、意思決定の場への女性の参画促進や女性管理職の登用促進に取り組みます。

①行政における意思決定の場への女性の参画拡大

項目	内容	担当課
審議会等への女性の参画促進	町の審議会等における女性委員の積極的な登用を着実に進めます。	関係各課
行政等における女性管理職登用の拡大	行政における施策の立案・実施の過程に対する女性の参画を促進するため、女性職員の職域の拡大や管理職への登用の推進を図ります。	総務課

②地域・企業等における意思決定の場への女性の参画拡大

項目	内容	担当課
地域、企業等への女性の参画促進	地域、企業、団体等に対して、性別による固定的な役割分担意識の払拭を図るとともに、女性や若者の能力を正しく評価し、地域での役割、職域の拡大や管理職への積極的な女性登用等に努めるよう働きかけを行います。	商工観光課

(2)誰もが自身の希望に応じて働ける環境づくり

働く場における男女共同参画の促進に向けて、町内の事業者に対して関連法令等や優良事例を紹介するなど、誰もが働きやすい環境づくりの支援を行います。

また、自身の希望に応じて仕事と生活の調和を図れるよう、子育て・介護支援の充実や女性の活躍推進支援、多様な働き方の啓発等を行います。

①働く場における男女共同参画の促進と女性の活躍推進

項目	内容	担当課
均等な雇用の機会と待遇確保の推進	男女雇用機会均等法の履行を確保し、雇用等における均等な機会と待遇確保の一層の徹底を図るなど、女性に不利な影響が出ないようにします。また、女性が職場において意欲や能力を十分発揮できるようにするための取り組みを促進します。	商工観光課
啓発冊子等を利用した関連法令等の周知	国や県の啓発冊子等を活用し、事業者に対して男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令等の周知を図ります。	商工観光課
女性の就労や再就職支援	ハローワークや県の労働相談等の窓口の紹介を行い、女性の就労や再就職に関する各種支援を行います。	しごと創生室
女性の能力発揮の支援	個人の職業能力を高め、性別にかかわらず専門職・管理職等の幅広い分野へ進出するための自己啓発への援助と、長期的視点に立った人材育成を図ります。また、女性の起業等のチャレンジ支援を関係機関との連携のもと、実施します。	商工観光課 しごと創生室
自営業における男女共同参画の推進	自営業において女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、経営や家庭生活に対等なパートナーとして参画していくための啓発を行うとともに、認定農業者制度における家族経営協定の締結の促進を図ります。	農林水産課 商工観光課

②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

項目	内容	担当課
仕事と家庭の両立のための職場環境の整備	育児・介護休業法の趣旨・内容の周知に努めるとともに、実際に利用しやすい職場環境の整備を促進します。	商工観光課 すこやか健康課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への情報提供	広報やホームページ等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発するとともに、事業所に対し、テレワークやフレックスタイム等の多様な働き方に関する情報提供を図ります。	商工観光課
役場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	役場における長時間勤務の是正や多様な働き方の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めます。	総務課
男性が家事・育児・介護等を学ぶ機会の提供	男性の家事・育児・介護等への参画促進に向けて、男性向け講座を開催します。	住民窓口課 すこやか健康課
子育て支援・介護支援の充実	働きながら子どもを産み育てたいと思う人、介護をしながら働く必要のある人など、多様な需要に対応できる体制の整備を図ります。	すこやか健康課 いきいき福祉課
家事・育児・介護に対する意識の浸透	性別による固定的な役割分担意識を払拭し、互いに協力して家事等を行うよう、あらゆる機会を通じて普及啓発します。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
役場における育児休業・介護休暇の取得促進	町職員が性別にかかわらず、育児休業や介護休暇等を活用できるよう、職場の雰囲気づくりや休業・休暇の取得促進を図ります。	総務課
企業における育児休業・介護休業の取得促進	性別にかかわらず、育児休業や介護休業を取得しやすい社内の風潮ができるよう、事業所に対する情報提供や啓発を行うほか、ロールモデルの提示等を行います。	商工観光課
多様な働き方の促進	テレワーク等の多様で柔軟な働き方について、事業所等に対して啓発を行い、普及を図ります。また、町内のコワーキングスペースの周知を図り、多様な働き方の啓発及び利用促進につなげます。	商工観光課

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1)誰もが安心して暮らすことのできる支援の充実

性差によって困難を抱えることなく、安心して生活することができる地域づくりに向けて、きめ細やかな各種支援を実施します。また、多様性を認め合うことができる社会づくりに向けた啓発等を行います。

①困難を抱える人への支援の実施

項目	内容	担当課
ひとり親家庭に対する生活支援・経済的支援の実施	健診の機会を活用し、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなげます。また、広報やホームページ、相談窓口を通じて、支援制度や助成制度の情報提供や助成を実施します。	住民窓口課 すこやか健康課
困難を抱える女性へ寄り添った支援の実施	女性の孤独・孤立を防ぐため、関係機関と連携のもと、一人ひとりの不安や悩みに寄り添った支援を実施します。また、生理の貧困等に対する支援の実施を検討します。	住民窓口課 すこやか健康課

②高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

項目	内容	担当課
地域で安心して暮らせる生活環境づくり	高齢者や障がいのある人が、地域における支え合いのもとで、性別にかかわらず互いに協力し合う関係により、住み慣れた地域で健康で安心して生活が送れるよう、地域での見守りや生活支援体制の整備、保健・医療・福祉施策の総合的な推進を図ります。	いきいき福祉課
高齢者や障がいのある人の社会参加の促進	生きがいづくりや健康づくりを推進するため、社会参加の機会拡大を図るとともに、高齢者や障がいのある人がその能力を発揮し、豊かで充実した地域活動や職業生活を送るための機会の確保を図ります。	いきいき福祉課
家族介護者・介助者に対する支援	介護負担が女性に集中することのないよう、介護保険制度を円滑に実施し、高齢者やその家族が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります。	いきいき福祉課

③多様性に対する理解の促進

項目	内容	担当課
多様な性への理解促進	多様な性に関する理解を住民が深めることができるよう、様々な機会を通じた啓発を図ります。 また、広報やホームページ等において、相談窓口等の情報提供に努めます。 また、パートナーシップ宣誓制度の実施に向けた検討を進めます。	住民窓口課 社会教育課
国際交流と協力の推進	外国人住民との交流の推進を図るなど、お互いの文化・価値観への理解促進に向けた取り組みを推進します。 また、国際交流を促進し、国際的視野を持ったリーダーの養成や国際交流を推進していくための中核となる人材育成・確保を図ります。	社会教育課

(2)あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの推進

DV等の暴力の根絶に向けて、全町的に暴力を許さないという機運の醸成を図るとともに、関係機関との連携のもと、相談支援体制の充実を図ります。併せて、セクシュアルハラスメントをはじめとする各種ハラスメント対策、性犯罪等対策に関する教育や啓発の推進を図ります。

①あらゆる暴力の根絶に向けた支援体制の充実

項目	内容	担当課
あらゆる暴力に対する厳正な対処及び暴力防止の啓発推進	DV等あらゆる暴力についての認識を徹底し、厳正かつ適切な対処を行うとともに、「女性に対する暴力をなくす運動週間」等において、暴力を根絶するための意識啓発を行います。また、デートDV等を含む暴力の根絶に向けた意識改革を促します。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
あらゆる暴力の早期発見・早期対応に向けた連携強化	健診や訪問等のあらゆる機会をとらえ、DV等あらゆる暴力の早期発見に努めます。 また、配偶者暴力被害者支援センター（若狭健康福祉センター）や小浜警察署等の関係機関との連携を強化し、被害者に対する早期かつ的確な対応を行います。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課
各種ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を行います。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課 商工観光課
性犯罪防止対策の推進	性暴力の防止に向けた啓発や相談窓口の周知を図ります。また、児童・生徒に対し、互いを尊重する教育を推進するとともに、性被害の加害者・被害者にならないための教育の推進を図ります。	住民窓口課 学校教育課
被害者に対する相談、支援策の充実	被害者が相談しやすい環境の整備や相談体制の整備を行います。また、性犯罪については、その特性を考慮して被害者の精神的負担への配慮や被害者に対する支援策の充実を図ります。	住民窓口課 すこやか健康課 いきいき福祉課

(3)生涯を通じた健康支援

性別にかかわらず、誰もが生涯健康に暮らすことができるよう、ライフステージや身体的特徴に応じた支援や住民の主体的な健康づくりの取り組みへの支援を行います。

また、女性は妊娠・出産等、ライフステージに応じて心身の状況が大きく変化することから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の視点を踏まえた支援や意識の浸透を図ります。

①生涯を通じた健康づくりや妊娠・出産への支援

項目	内容	担当課
性と生殖に関する健康・権利に関する意識の浸透	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識を広く浸透させ、女性の妊娠・出産にかかわる機能を尊重し、女性が自分の身体について主体的に受け止め、自己決定権を持つことができるよう啓発します。また、性別にかかわらず正しい知識・情報の提供を行います。	すこやか健康課 学校教育課
生涯を通じた健康づくりの支援	性別にかかわらず、生涯にわたって健やかに生活できるように、各ライフステージに応じた健康づくりの支援を行います。 また、妊娠・出産等の女性特有の健康に関する不安や悩みを解消するため、情報提供の充実や相談体制の充実を図ります。	すこやか健康課
健康をおびやかす問題についての対策の推進	H I V / エイズや性感染症の患者・感染者に対する偏見をなくし、正しい理解に基づいた行動がとれるよう、正確な情報提供等を行います。	すこやか健康課 学校教育課
性に関する教育・啓発の推進	命の大切さを教えるとともに、結婚・妊娠・出産・育児についての認識を深めるための教育・啓発を行います。	すこやか健康課 学校教育課

(4)ともに担う地域づくりの促進

性別にかかわらず、誰もが社会の一員として地域で対等に活躍できるよう、地域における様々な活動に男女共同参画の視点を取り入れることを呼びかけるとともに、人材の育成等を進めます。

また、日頃の防災活動等に女性の視点を取り入れるとともに、避難所等において女性や子ども等の被災者に配慮した運営が行われるよう取り組みを進めます。

①男女共同参画の視点に立った地域づくり

項目	内容	担当課
性別にかかわらずともに参画する地域づくりの促進	性別にかかわらず地域における活動やボランティア等の活動に積極的に参画できるよう、リーダーを養成します。 また、地域活動やボランティア活動等に様々な視点が活かされるよう、性別にかかわらず平等な参画を呼びかけます。	住民窓口課

②防災・復興対策における男女共同参画の推進

項目	内容	担当課
防災分野への女性等の参画促進	防災や復興活動に様々な視点が活かされるよう、防災会議や避難所運営等への女性の参画促進を進めます。また、活動時においては、身体的性差を踏まえつつ、性別による固定的な役割分担意識の払拭を図ります。	防災安全課
誰もが安全に安心して生活できる避難所の整備	避難所の設備、運営方針等に関して、性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、被災者の人権が守られ安全に安心して生活できるような避難所環境の整備を図ります。	防災安全課 住民窓口課

数値目標

指標名		現状値 (年度)	目標値 (年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反対である』と回答した人の割合		60.4% (R 4)	70% (R 9)
「社会通念・慣習・しきたりなど」で「平等である」と回答した人の割合		12.6% (R 4)	40% (R 9)
各部門における女性割合	審議会及び委員会等	25.1% (R 4)	40%以上 (R 9)
	町職員管理職	13.3% (R 4)	22% (R 9)
	自治会長	0.0% (R 4)	5% (R 9)
「職場で」「平等である」と回答した人の割合		22.1% (R 4)	50% (R 9)
デートDVについて「言葉も知っているし、意味も知っている」人の割合		27.8% (R 4)	75% (R 9)
多様な性への理解に関して「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が課題だと感じている人の割合		50.1% (R 4)	40% (R 9)
がん検診受診率	乳がん	31.7% (R 3)	50%以上 (R 8)
	子宮頸がん	37.5% (R 3)	50%以上 (R 8)

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

男女共同参画に関する取り組みは幅広い分野にまたがることから、庁内関係課の連携強化を図り、総合的・計画的な取り組みの推進を図ります。

また、おおい町では、男女共同参画を推進するため、「おおい町男女共同参画推進会議」を設置しています。引き続き、町民・各種団体・事業者・行政の連携強化を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の進捗管理

「おおい町男女共同参画推進会議」において、計画の進捗管理を行い、適宜取り組みを見直すなど計画の実行性を高めます。また、社会情勢の変化により、必要に応じて取り組みの見直しを行います。

1 おおい町男女共同参画推進会議設置要綱

(平成二十年七月十五日告示第五十九号)

改正 平成24年11月26日告示第160号
令和2年4月1日告示第131号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、おおい町男女共同参画プランの推進に関する重要事項について審議し、広く意見を聴取するとともに、具体的に計画を推進するため、おおい町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おおい町男女共同参画プランの実現に向け、総合的な施策の推進に関すること。
- (2) おおい町男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画の普及啓発に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 推進会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民及び各種団体の代表者等
- (3) 公募に応じた者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときには、推進会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、住民窓口課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示による改正後のおおい町男女共同参画推進会議設置要綱第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成24年11月26日告示第160号)

この告示は、平成24年11月26日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第131号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 おおい町男女共同参画推進会議委員名簿

氏名	所属
◎ 荒木 茂夫	第1号委員 (おおい町社会福祉協議会)
寺井 幹雄	第1号委員 (おおい町社会教育委員)
早川 勇治	第1号委員 (本郷小学校校長)
下森 弘之	第1号委員 (NPO 法人 一滴の里 若州一滴文庫学芸員)
○ 廣畑 有希子	第1号委員 (NPO 法人 (夢) ドリーム)
猿橋 純	第1号委員 (前男女共同参画推進会議委員)
上馬 清隆	第1号委員 (前男女共同参画推進会議委員)
川口 典子	第1号委員 (前男女共同参画推進会議委員)
藤原 洋	第2号委員 (おおい町商工会)
新谷 真由美	第2号委員 (おおい町商工会)
古石 末子	第2号委員 (きのこと星の町おおいネットワーク)
辻 直子	第2号委員 (一般町民)
青地 献将	第3号委員 (公募)

(敬称略・順不同)

※◎…会長、○…副会長

3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第3回おおい町男女共同参画推進会議 ・第4次おおい町男女共同参画プラン アンケートの設問について ・意識啓発物の配布について
令和4年10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ○住民アンケート調査 ・おおい町にお住まいの18歳以上の方1,000人を対象に実施 ○中学生アンケート調査 ・おおい町内の中学校生徒を対象に実施 ○関係団体調査 ・おおい町内の関係団体・企業を対象に実施
令和4年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第4回おおい町男女共同参画推進会議 ・第4次おおい町男女共同参画プラン策定 アンケートの結果について ・グループワーク 町の課題の検討や解決に向けた取り組みについて
令和5年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第5回おおい町男女共同参画推進会議 ・第4次おおい町男女共同参画プラン策定 素案の検討
令和5年2月13日～ 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント
令和5年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第6回おおい町男女共同参画推進会議 ・第4次おおい町男女共同参画プラン策定 パブリックコメントについて
令和5年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度第7回おおい町男女共同参画推進会議 ・第4次おおい町男女共同参画プラン策定 計画案について

第4次おおい町男女共同参画プラン

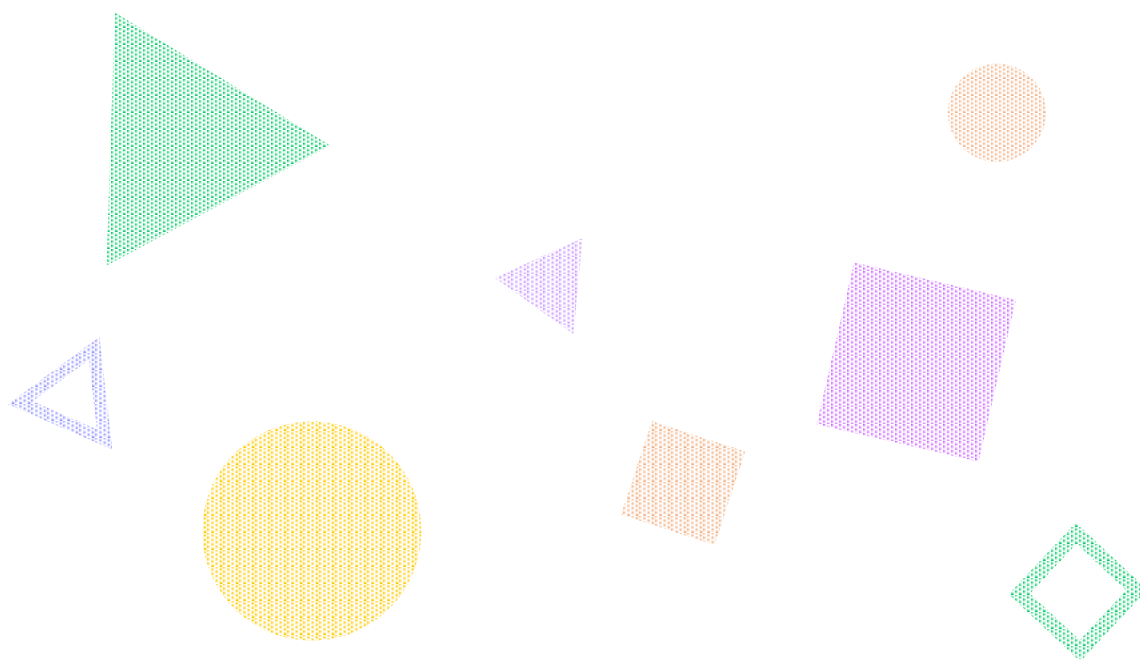
発行年月：令和5年3月

編集・発行：おおい町 住民窓口課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1

TEL：0770-77-4053

FAX：0770-77-1289



お互いを理解し、寄り添い合いながら、
誰もが自分らしく いきいきと暮らせるまち “おおい”

